

重要事項説明書

令和2年4月1日
令和3年4月1日改定
令和3年5月1日改定
令和4年4月1日改定
令和6年1月23日改定
令和6年2月16日改定
令和6年4月1日改定
令和6年6月1日改定
令和6年10月1日改定

医療法人 松城会

隼人温泉病院 訪問リハビリテーション

1. 説明書の目的

ご利用者が隼人温泉病院訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）（以下「当事業所」という）をご利用するにあたり、当事業所の運営についての重要事項に関して、当事業所とご利用者及びご家族の方（以下、親戚及び知人等も含む）との間に契約を結ぶ事を目的とします。

2. 事業所の名称等

名 称 隼人温泉病院 訪問リハビリテーション
所在地 鹿児島県霧島市隼人町姫城1丁目264番地2
電 話 0995-42-2151、 0995-42-2278（リハ室直通）
F A X 0995-42-1428、 0995-42-2278（リハ室直通）

3. 運営方針

ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防ができるよう、目標設定と計画性に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの実施により達成できるよう努めます。又ご家族、医師、市町村及び居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者）等との密接な連携にも努めます。

4. 従業者の職種、人数及び職務の内容

管理者 1名（常勤）

医師 1名以上（常勤・非常勤）
診察、薬の処方、リハビリテーションの指示及び治療等による医学的管理

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上（常勤・非常勤）
身体の維持回復のための機能訓練やその他必要なリハビリテーションの実施、相談、助言

5. 営業日及び営業時間

(1) 営業日

日曜日を除く月曜日～土曜日とします。

(2) 営業時間

午前8時から午後5時までとします。

6. 通常のサービスの実施地域

霧島市（国分、隼人地区、それ以外は要相談）とします。

7. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの内容

- (1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を中心とするリハビリテーション
- (2) 口腔機能の向上を目的とした口腔清掃の指導、実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導、実施

8. ご利用者負担の額

- (1) ご利用者にかかる負担金は別紙「利用料金表」によります。
- (2) 当事業所は、ご利用された月の請求書及び明細書を翌月の 10 日までに作成し、ご利用者及びご家族の方は、請求書のお支払いをその月の 10 日から末日までに納入して頂くこととなります。
- (3) 請求書は、リハビリの際に従業者がご本人またはご家族の方にお渡し致します。

9. 虐待防止の措置

当事業所は、ご利用者等の人権擁護・虐待防止等のために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の発生又は再発の防止
 - ① 虐待防止委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待防止のための指針・マニュアルを整備します。
 - ③ 従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定めます。
 - ④ 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (2) 虐待又は虐待が疑われる事案発生時の対応
虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告とともに、再発防止策を講じます。

10. 身体拘束等の禁止

- (1) 当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 当事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

11. 業務継続計画の策定

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い措置を講じます。
- (2) 当事業所は、従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練等を定期的に行います。
- (3) 当事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- (1) 感染の疑いのある方、ご家族が感染症を発症している場合、ご利用をお断りする場合があります。
- (2) 当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 感染対策委員会を設置し、概ね6月に1回以上定期的に委員会を開催します。感染症の流行時期等には必要に応じて随時開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針・マニュアルを整備します。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練等を定期的に行います。

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ① 事業者は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者には漏らしません。
 - ③ また、この秘密を保持する業務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
 - ④ 事業者は従業者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約内容とします。
- (2) 個人情報の保護について
 - ① 事業者及び従業者は、介護保険に関する法令に従い、居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員及びサービス提供者間等との連絡調整等に必要な場合を除いては、ご利用者及びそのご家族の個人情報を用いません。
 - ② 事業者及び従業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他に、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
 - ③ 事業者及び従業者が管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的に必要な範囲内での修正等を行うものとします。

14. 要望又は苦情等の申し出

ご利用者及びご家族の方が当事業所の提供するサービスに対して要望又は苦情等がございましたら、担当者（管理者）又は責任者（連絡先：0995-42-2151 もしくは 0995-42-2278）にお申し出下さい。またこの他にも下記のような機関でも苦情処理を行っています。

名 称 鹿児島県国民健康保険団体連合会
所在地 鹿児島市鴨池新町 6 番地 6
電 話 099-213-5122

名 称 霧島市役所 長寿・障害福祉課 介護保険グループ
所在地 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 4 5 - 1
電 話 0995-45-5111

名 称 鹿児島県庁 高齢者生き生き推進課（介護保険室）
所在地 鹿児島市鴨池新町 1 0 番 1 号
電 話 099-286-2969

15. 緊急時又は事故への対応

- (1) サービス提供中に、ご利用者に病状の急変等が生じた場合やその他必要な場合は、速やかにご家族や主治医への連絡を行うとともに、関連機関と連携して必要な措置を講じます。その他の緊急時又は事故発生時の当事業所の詳細については、「隼人温泉病院 医療安全管理委員会」にて協議作成した書類（マニュアル等）に基づいて対応致します。
- (2) ご利用者に対する訪問リハビリの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、ご家族、市町村、居宅介護支援事業所等に連絡致します。なお、原因、対策及び予防については「隼人温泉病院 医療安全管理委員会」にて協議し、対応致します。

16. 賠償責任

- (1) サービスの提供にともなう当事業所の責任によって、ご利用者が損害を受けた場合、当事業所はご利用者に対し損害を賠償致します。
- (2) ご利用者の責任により当事業所が損害を受けた場合、ご利用者及びご家族の方は当事業所に対し損害を賠償して頂くことがあります。

17. 同意書

- (1) 契約の終了及び解除後に当事業所を利用される際は、その都度契約を結ばせて頂きます。
- (2) 同意書の代理人の欄に変更があった場合には、改めて同意書を頂きます。

18. 契約の終了及び解除

- (1) ご利用者及びご家族の方は、当事業所の利用を中止する意思表示をすることにより、いつでも当事業所との契約を終了することができます。
- (2) 当事業所は、ご利用者及びご家族の方に対し、下記の場合には契約の解除とさせていただきます。
 - ① ご利用者が要介護認定において自立と判定された場合
 - ② お支払いの納入が3ヶ月以上滞納し、そのお支払いについて催促したにも関わらず納入して頂けなかった場合
- (3) 1年間ご利用のない場合は、契約の終了とさせていただきます。

19. 重要事項説明書に定めのない事項

説明書に定められていない事項は、当事業所が誠意をもってご利用者又はご家族の方と協議し定めることとさせていただきます。

利用料金表

※負担割合 1割の場合で示してあります (単位:円)

(1) 介護給付の対象となるサービス利用の場合

費 目	1割負担の場合
1回 (20分)	308円

※基本訪問時間は、1日40分となりますので2回分の料金となります。

◆ご利用の計画・実績等によって、下記の項目が加算されます (単位:円)

費 目	1割負担の場合
① 訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日
② 訪問リハサービス提供体制強化加算 I	6円/回
③ 訪問リハ計画診療未実施減算	-50円/回
④ 退院時共同指導加算	600円/回(初回時)

① 短期集中リハビリテーション実施加算について

・週に2日以上利用 ・退院(退所)又は介護保険新規認定日から、3月間利用
上記2つの条件を満たした場合の加算

② サービス提供体制強化加算 I について

勤続年数7年以上の従業者を1人以上配置している場合の加算

③ 訪問リハ計画診療未実施減算について

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合の減算
(但し、退院直後の場合、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者は、退院後1月
に限り減算を適用しません)

④ 退院時共同指導加算について

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、事業所の医師又は理学療法士、作業療法
士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、
当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合の加算

(2) 予防給付の対象となるサービス利用の場合

費 目	1割負担の場合
1回 (20分)	298円

※基本訪問時間は、1日40分となりますので2回分の料金となります。

◆ご利用の計画・実績等によって、下記の項目が加算されます (単位:円)

費 目	1割負担の場合
① 予防訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日
② 予防訪問リハサービス提供体制強化加算 I	6円/回
③ 予防訪問リハ計画診療未実施減算	-50円/回
④ 退院時共同指導加算	600円/回(初回時)
⑤ 予防訪問リハ12月超減算	-30円/回

※①、②、③、④は、(1)介護給付の対象となるサービス利用の場合と内容は同様となります。

⑤ 予防訪問リハ12月超減算について

初回利用から、12月を超えてリハビリを続ける場合の減算

(尚、入院の中断があり、医師の指示内容に変更がある場合は新たに利用が開始されたもの
となります)

但し、3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、ご利用者等に関する情報を構
成員と共有し、会議の内容を記録するとともに、ご利用者の状態の変化に応じ、リハビリテ
ーション計画を見直していること、及び、ご利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内
容等の情報を厚生労働省に提出していること、を満たしている場合は減算とはなりません。

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)利用同意書

隼人温泉病院訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)を利用するにあたり、
訪問リハビリテーション重要事項説明書について担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で
同意します。

令和 年 月 日

【担当者】 氏 名

【利用者】 住 所

氏 名

【家 族】 住 所

氏 名

続柄()

医療法人 松城会

隼人温泉病院 訪問リハビリテーション

管理者 岩城 政秋 殿

【支払い責任者】

氏 名	続柄()
住 所	
電話番号	

【連絡先】

氏 名	続柄()
住 所	
電話番号	
職場名・TEL	

氏 名	続柄()
住 所	
電話番号	

氏 名	続柄()
住 所	
電話番号	

